

公立大学法人静岡文化芸術大学

第3期中期計画

令和4年3月30日認可  
令和7年3月28日変更認可

|                               |    |
|-------------------------------|----|
| <b>基本的な考え方</b>                | 1  |
| <b>第1 中期計画の期間及び教育研究上の基本組織</b> | 3  |
| 1 中期計画の期間                     | 3  |
| 2 教育研究上の基本組織                  | 3  |
| <b>第2 教育研究等の質の向上に関する計画</b>    | 3  |
| 1 教育                          | 3  |
| (1) 育成する人材                    | 3  |
| ア 学士課程                        | 3  |
| イ 修士課程                        | 3  |
| (2) 入学者受入れ                    | 3  |
| ア 入学者受入方針                     | 3  |
| イ 高等学校との連携                    | 4  |
| (3) 教育の内容                     | 4  |
| ア 教育内容                        | 4  |
| イ 成績評価                        | 6  |
| (4) 教育の実施体制等                  | 6  |
| ア 教員配置                        | 6  |
| イ 教育環境の整備                     | 6  |
| ウ 教育力の向上                      | 6  |
| (5) 教育研究組織の見直し                | 7  |
| (6) 学生への支援                    | 7  |
| ア 学習・生活支援                     | 7  |
| イ 自主的活動の支援                    | 8  |
| (7) キャリア教育と進路支援               | 8  |
| (8) 卒業生との連携とリカレント教育の展開        | 8  |
| 2 研究                          | 8  |
| (1) 社会の発展に貢献する研究の推進           | 8  |
| (2) 研究実施体制                    | 9  |
| (3) 研究成果の評価及び研究倫理の徹底          | 9  |
| ア 研究成果の評価及び改善                 | 9  |
| イ 研究倫理                        | 9  |
| 3 地域貢献                        | 9  |
| (1) 地域社会との連携                  | 9  |
| (2) 地域の自治体・企業との連携             | 9  |
| (3) 県との連携                     | 10 |
| (4) 大学との連携                    | 10 |
| (5) 誰もが理解し合える共生社会の実現への貢献      | 10 |
| 4 グローバル化                      | 10 |
| (1) グローバル教育の推進                | 10 |
| (2) 留学支援体制の強化と留学生等の積極的受入れ     | 10 |
| (3) 海外の大学等との交流の強化             | 11 |
| <b>第3 法人の経営に関する計画</b>         | 11 |
| 1 業務運営の改善                     | 11 |

|  |    |
|--|----|
| (1) 組織が一体となった戦略的な業務運営                          | 11 |
| (2) 人事の運営と人材育成                                 | 11 |
| ア 人事制度の運用と改善                                   | 11 |
| イ 職員の能力開発                                      | 11 |
| ウ 誰もが活躍できる職場環境の整備                              | 11 |
| (3) 事務等の生産性の向上                                 | 11 |
| (4) 法令遵守                                       | 12 |
| 2 財務内容の改善                                      | 12 |
| (1) 自己収入の確保                                    | 12 |
| (2) 予算の効率的かつ適正な執行                              | 12 |
| (3) 経営の安定化に向けた全学的な取組                           | 12 |
| 3 施設・設備の整備・活用等                                 | 12 |
| <b>第4 自己点検・評価及び情報の提供に関する計画</b>                 | 13 |
| 1 評価の活用  | 13 |
| 2 情報公開等の充実                                     | 13 |
| (1) 情報公開の推進                                    | 13 |
| (2) 広報の充実                                      | 13 |
| <b>第5 その他業務運営に関する計画</b>                        | 14 |
| 1 安全管理   | 14 |
| (1) 安全衛生管理体制の強化                                | 14 |
| (2) 危機管理体制の強化                                  | 14 |
| 2 社会的責任  | 14 |
| (1) 人権の尊重                                      | 14 |
| (2) 持続可能な社会の実現                                 | 14 |
| <b>第6 その他の記載項目</b>                             | 15 |
| 1 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画                   | 15 |
| 2 短期借入金の限度額                                    | 15 |
| (1) 限度額  | 15 |
| (2) 想定される理由                                    | 15 |
| 3 出資等に係る不要財産又は出資等に係る不要財産となることが見込まれる財産の処分に関する計画 | 15 |
| 4 出資等に係る不要財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画            | 15 |
| 5 剰余金の使途                                       | 15 |
| 6 県の規則で定める業務運営計画                               | 15 |
| (1) 施設及び設備に関する計画                               | 15 |
| (2) 人事に関する計画                                   | 15 |
| (3) 中期目標の期間を超える債務負担                            | 15 |
| (4) 積立金の使途                                     | 15 |
| <b>別表（収容定員）</b>                                | 16 |
| (別紙)   |    |
| 予算 令和4年度～令和9年度予算、【人件費の見積り】                     | 17 |
| 収支計画 令和4年度～令和9年度収支計画                           | 18 |
| 資金計画 令和4年度～令和9年度資金計画                           | 19 |

# 公立大学法人静岡文化芸術大学第3期中期計画

## ＜基本的な考え方＞

静岡文化芸術大学は平成12年4月に公設民営方式の学校法人として設立され、平成22年4月に静岡県を設置者とする公立大学法人に移行した。第1期中期計画においては、キャリア支援体制の充実、デザイン学部の1学部1学科への改編、全学的な新教育課程の導入、外国語教育強化などを実施した。続く第2期中期計画においては、入試関係部門を強化するとともに、文化政策学部に学科横断型の「文明觀光学コース」、デザイン学部に「匠」領域という新たな教育プログラムを設置した。また、英語・中国語教育センターを発展的に改組した多文化・多言語教育研究センターの設置を決定した。さらに、開学20周年を契機に、本学の将来像を「遠州学林構想—設置組織と施設を中心とする中間答申ー」(静岡文化芸術大学将来構想検討委員会から公立大学法人静岡文化芸術大学理事長宛て、令和2年9月)として公表し、第3期中期目標期間初頭に答申を固めるべく、現在長期的視野から議論している。

### 1. 入学生の安定的確保

少子化と18歳人口減少の中で、本学の教育を受けるに相応しい学生を安定的に確保する。また、留学生、定住外国人学生、社会人を含む多様な入学生の受入れを促進する。そのために、第2期中期計画において設置された入学試験・高校大学連携センターが中心となって高等学校との関係強化を図りつつ、入試広報を充実させる。

### 2. 質の高い教育の維持

第1期及び第2期に引き続き、知と実践双方に力を入れる本学の特色を活かした質の高い教育を維持する。そのために、各組織の連携をより強化し、入学から卒業まで一貫した教育を推進するとともに、学習支援及びキャリア支援を充実させる。また、時代の要請に応えうるよう学部・学科のあり方を見直し、必要に応じて教育課程の改正を行う。さらに、LMS(学習管理システム)の利用等により、ICTを活用した授業を実施する。併せて、学修者本位の教育を実現するため、FD活動による教育内容と教育力の向上を図るとともに、適切な成績評価基準の設定と各教員への浸透に努める。

### 3. 大学院教育の充実

大学院のあり方検討専門部会における検討結果に基づいて、学部教育との接続強化とともに、教育課程の見直し、自律的研究の充実を図る。また、文化政策研究科とデザイン研究科にまたがる実践的な教育・研究を推進するために両研究科の統合計画を作成する。同時に、博士課程の設置申請の準備を進める。

#### **4. 特色ある研究活動の推進**

第2期中期目標期間中に策定した重点研究ビジョン「持続する社会のためのグローカルデザイン」のもと、両学部を融合させた研究を推進する。また、「遠州学林構想（中間答申）」に示された「グローカルデザイン研究所」（仮称）の実現に向けて、研究の組織体制を整え、研究の推進と情報発信を強化する。科学研究費補助金をはじめとする外部研究資金のさらなる獲得をめざし、教員への情報提供と意識啓発を図る。

#### **5. 地域貢献の強化**

地域の自治体・企業等との連携をさらに強化し、受託事業や共同研究の受入れ、政策形成への協力を推進する。特に、浜松・遠州地域の企業、文化施設等と本学のネットワーク形成を推進する。また、「実践演習」など地域と連携した課題解決型の教育を通じて学生の地域志向を高める。同時に、フェアトレードやSDGsへの取組を通して、持続可能な地域社会の担い手の育成に努める。

#### **6. 地域志向のグローバル教育**

グローバルな視野と地域の視点を併せ持つ人材を育成するための教育を推進する。多文化・多言語教育研究センターを中心として、日本人学生と外国人留学生、定住外国人学生等による多文化間対話と交流を促進する。また、「遠州学林構想（中間答申）」に示された滞在対話型交流拠点の形成に向けて、外国人留学生・研究者との協働の場を設けつつ、文化とデザインにおける独自のグローバル教育を実施する。

## 第1 中期計画の期間及び教育研究上の基本組織

### 1 中期計画の期間

令和4年4月1日から令和10年3月31日までとする。

### 2 教育研究上の基本組織

この中期計画を達成するため、法人に、次のとおり教育研究上の基本組織を置く。

| 大学       | 学部等              |
|----------|------------------|
| 静岡文化芸術大学 | 文化政策学部<br>デザイン学部 |
|          | 大学院              |

## 第2 教育研究等の質の向上に関する計画

### 1 教育

#### (1) 育成する人材

##### ア 学士課程

[3ポリシーの一貫性]

- ・ 3ポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）の一貫性と明晰性を検証し、必要に応じて修正する。

##### イ 修士課程

- ・ 3ポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）の一貫性と明晰性を検証し、必要に応じて修正する。

|      |  |
|------|--|
| 評価指標 | R7年度：<br>ディプロマ・ポリシーに示された育成人材を踏まえた入試が実施され、カリキュラムが運用されているか、教学IR委員会で検証する。           |
|      | R8年度：<br>R7年度の検証結果をまとめ、学部・研究科で共有し、対応について協議する。                                    |
|      | R9年度：<br>R8年度の協議結果を踏まえ、県の定める中期目標と大学の方針の調整を行ったうえで、第4期中期計画における「育成する人材」に関する項目を策定する。 |

#### (2) 入学者受入れ

##### ア 入学者受入方針

[多様な学生の受入れ]

- ・ 外国人留学生、定住外国人、社会人、障害のある学生など、多様な学生の受入れを進め、本学で学ぶ意欲を持つ特長ある人材を安定的に確保する。



|   |  |
|---|--|
|   | <p>R8 年度 :</p> <p>新カリキュラムを年次進行により 2 年生まで提供。全学科目区分のカリキュラムの妥当性について評価する。</p> <p>R9 年度 :</p> <p>各学科において、必修科目、選択科目、教養科目、専門科目などのバランスを考慮した履修モデルの作成を完了する。完成した履修モデルを活用し、学生に対する各学科の履修指導において、教育課程全体の構造を俯瞰し、体系的な履修を促す。また、各学科の履修モデルと学生の実際の履修状況を照合し、その結果をカリキュラムおよび学習成果の点検・評価に活用する。</p> |
| • (文化政策学部) 他学科が提供する科目群を学ぶことができるオプショナル・スタディーズを新設し、学生の多様な学びに対応する。また規程の単位を取得した学生には修了証を発行する。                                      |  |
| 評価指標  | <p>R7 年度 :</p> <p>新カリキュラムが適用される新入学生に対して、ガイダンス等においてオプショナル・スタディーズの周知を行う。</p> <p>R8 年度 :</p> <p>学科ごとにオプショナル・スタディーズに関するガイダンス及び履修指導を実施し、2 年次後期に履修受付を行う。</p> <p>R9 年度 :</p> <p>オプショナル・スタディーズの開講。また、履修状況や履修生の動向について確認・検証を行う。結果を踏まえ、制度の運用方法や、講義内容の見直しを行う。</p>                    |
| • (デザイン学部) 自己の専攻する分野の知識を深めつつ、従来のデザイン分野の枠を超えた横断的な素養を身につけ、各自の志向に応じた多分野の知識を複合的に学ぶために、新たな科目「専門横断演習」を開講することで、現代の社会課題に対応しうる人材を育成する。 |  |
| 評価指標  | <p>R7 年度 :</p> <p>専門横断演習について、授業計画及び評価方法をワーキンググループで検討する。</p> <p>R8 年度 :</p> <p>専門横断演習について、ワーキンググループと担当教員でテーマを決定し、授業計画を策定する。</p> <p>R9 年度 :</p> <p>専門横断演習の開講、授業成果の学内外への発表を通じて、授業到達目標を検証する。検証結果を踏まえ、演習内容を改善・充実させる。</p>  |

- 令和元年度に再課程認定を受けた、教職課程の成果を検証する。
- 削除



















## 第6 その他の記載項目

### 1 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

別紙

### 2 短期借入金の限度額

(1) 限度額 5億円

(2) 想定される理由

運営費交付金の受入れ遅延及び事故等の発生等により緊急に必要となる対策費として借入れすることも想定される。

### 3 出資等に係る不要財産又は出資等に係る不要財産となることが見込まれる財産の処分に関する計画

なし

### 4 出資等に係る不要財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

なし

### 5 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、教育・研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

### 6 県の規則で定める業務運営計画

#### (1) 施設及び設備に関する計画

教育研究組織の統合・再編・見直しに対応した施設・設備の整備や大規模な施設・設備の改修等については、各事業年度の予算編成過程等において決定する。

#### (2) 人事に関する計画

- ・ 本学が必要とする専門領域分野の教員及び事務処理を的確に遂行できる専門性等を持った事務職員を確保するとともに、その人材養成をする。
- ・ 組織の活性化及び効率的な大学運営の執行を図るため、教職員を適材・適所の部門に配置等をする。
- ・ 事務職員については、関係機関からの派遣職員と法人採用職員との有機的連携を深め、相乗効果を高める。
- ・ 教職員のSD活動及び教員のFDに積極的に取り組み、大学運営の高度化や授業改善に努めることとする。

#### (3) 中期目標の期間を超える債務負担

なし

#### (4) 積立金の使途

第2期中期計画期間中に生じた積立金は、教育・研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

別表（収容定員）

|         |      |         |       |
|---------|------|---------|-------|
| 令和 4 年度 | 学士課程 | 文化政策学部  | 840 人 |
|         |      | デザイン学部  | 440 人 |
| 修士課程    |      | 文化政策研究科 | 20 人  |
|         |      | デザイン研究科 | 20 人  |
| 令和 5 年度 | 学士課程 | 文化政策学部  | 840 人 |
|         |      | デザイン学部  | 440 人 |
| 修士課程    |      | 文化政策研究科 | 20 人  |
|         |      | デザイン研究科 | 20 人  |
| 令和 6 年度 | 学士課程 | 文化政策学部  | 840 人 |
|         |      | デザイン学部  | 440 人 |
| 修士課程    |      | 文化政策研究科 | 20 人  |
|         |      | デザイン研究科 | 20 人  |
| 令和 7 年度 | 学士課程 | 文化政策学部  | 840 人 |
|         |      | デザイン学部  | 440 人 |
| 修士課程    |      | 文化政策研究科 | 20 人  |
|         |      | デザイン研究科 | 20 人  |
| 令和 8 年度 | 学士課程 | 文化政策学部  | 840 人 |
|         |      | デザイン学部  | 440 人 |
| 修士課程    |      | 文化政策研究科 | 20 人  |
|         |      | デザイン研究科 | 20 人  |
| 令和 9 年度 | 学士課程 | 文化政策学部  | 840 人 |
|         |      | デザイン学部  | 440 人 |
| 修士課程    |      | 文化政策研究科 | 20 人  |
|         |      | デザイン研究科 | 20 人  |

予算

令和4年度～令和9年度予算

(単位：百万円)

| 区分               | 金額     |
|------------------|--------|
| 収入               |        |
| 運営費交付金           | 9,399  |
| 施設整備費補助金         | 553    |
| 自己収入             | 5,660  |
| 授業料収入及び入学金検定料収入  | 5,417  |
| 雑収入              | 243    |
| 受託研究等収入及び寄附金収入等  | 159    |
| 補助金等収入           | 2      |
| 長期借入金収入          | 0      |
| 繰越金等取崩収入         | 224    |
| 計                | 15,997 |
| 支出               |        |
| 業務費              | 15,095 |
| 教育研究経費           | 10,294 |
| 一般管理費            | 4,801  |
| 施設整備費            | 757    |
| 受託研究等経費及び寄附金事業費等 | 145    |
| 長期借入金償還金         | 0      |
| 計                | 15,997 |

(注) 令和3年度の額を基礎として、令和4年度以降の予算額を試算している。

金額については、見込みであり、各事業年度の運営費交付金等については、事業の進展により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程等において決定される。

【人件費の見積り】

中期目標期間中総額9,652百万円を支給する。(退職手当は除く)

※ 退職手当については、公立大学法人静岡文化芸術大学職員退職手当規程に基づいて支給されることとするが、運営費交付金として措置される額については、各事業年度の予算編成過程において算定される。

## 収支計画

### 令和4年度～令和9年度収支計画

(単位：百万円)

| 区分            | 金額     |
|---------------|--------|
| 費用の部          | 15,883 |
| 経常費用          | 15,883 |
| 業務費           | 14,085 |
| 教育研究経費        | 3,900  |
| 受託研究等経費       | 145    |
| 人件費           | 10,040 |
| 一般管理費         | 1,612  |
| 財務費用          | 0      |
| 雑損            | 0      |
| 減価償却費         | 186    |
| 臨時損失          | 0      |
| 収益の部          | 15,659 |
| 経常利益          | 15,659 |
| 運営費交付金        | 9,399  |
| 授業料収益         | 4,318  |
| 入学料収益         | 620    |
| 検定料等収益        | 179    |
| 受託研究等収益       | 126    |
| 寄付金収益         | 33     |
| 補助金収益         | 2      |
| 施設費収益         | 553    |
| 財務収益          | 0      |
| 雑益            | 243    |
| 資産見返運営費交付金等戻入 | 180    |
| 資産見返物品受贈額戻入   | 0      |
| 資産見返寄附金戻入     | 6      |
| 純利益           | △224   |
| 繰越金等取崩        | 224    |
| 総利益           | 0      |

(注) 令和3年度の額を基礎として、令和4年度以降の予算額を試算している。

## 資金計画

### 令和4年度～令和9年度資金計画

(単位：百万円)

| 区分               | 金額     |
|------------------|--------|
| 資金支出             | 15,997 |
| 業務活動による支出        | 15,158 |
| 投資活動による支出        | 300    |
| 財務活動による支出        | 539    |
| 次期中期目標期間への繰越金    | 0      |
|                  |        |
| 資金収入             | 15,997 |
| 業務活動による収入        | 15,220 |
| 運営費交付金による収入      | 9,399  |
| 授業料及び入学金検定料による収入 | 5,417  |
| 受託研究等収入          | 126    |
| 寄附金収入            | 33     |
| 補助金収入            | 2      |
| その他の収入           | 243    |
| 投資活動による収入        | 553    |
| 施設費による収入         | 553    |
| その他の収入           | 0      |
| 財務活動による収入        | 0      |
| 前期中期目標期間からの繰越金   | 224    |

(注) 令和3年度の額を基礎として、令和4年度以降の予算額を試算している。